

## 規制の事後評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律

規制の名称：特定適格消費者団体の認定制度及び所要の規制

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：消費者庁消費者制度課

評価実施時期：令和2年3月

### 1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

平成 25 年 3 月の事前評価時点において、消費者被害は、同種の被害が多発するという特性があり、紛争解決に要する費用及び労力等との関係や、消費者と事業者との情報の質及び量並びに交渉力の格差等のため、消費者が自ら訴えを提起して被害回復を図ることが困難な状況であった。

この状況を受けて、事業者の不当な行為により、同じ原因で多数の消費者が被害を受けた場合に、事業者に対して、消費者のために裁判手続等を行うことで消費者の財産的被害を適切に回復し、消費者の利益の擁護を図る「特定適格消費者団体」の認定制度の導入等の規制（以下「本規制」という。）を導入した。

現在も、上記の事前評価を行った際の状況に変化はなく、消費者が自ら訴えを提起して被害回復を図ることが困難であることから、本規制を継続すべき状況であることに変化はない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

前記①のとおり、本事前評価を行った時と状況は変わっていない。具体的には、事前評価時が

ら平成 30 年度までの P I O - N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）情報に基づく消費生活相談件数は年間約 90～100 万件の水準で推移し続けている。

### ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（平成 25 年法律第 96 号。以下「特例法」という。）の施行（平成 28 年 10 月）以降、特定適格消費者団体として認定（以下「特定認定」という。）された団体は 3 団体あり、その一つである「消費者機構日本」が 4 事業者に対して共通義務確認訴訟を提起している（そのうち 1 事業者との関係では、令和 2 年 3 月 6 日に、「消費者機構日本」の主張を一部認容する第 1 審判決が下された。）。したがって、特例法に基づく消費者被害の回復は実現可能性の高いものとなっている。また、訴訟を提起する前段階として、特定適格消費者団体からの訴訟外の申入れにより、事業者が消費者に対し任意に返金をするというケースも複数みられ、消費者被害の回復につながっている。以上より、消費者被害の回復という課題に対する一定の成果が得られているといえるため、本規制の必要性は引き続き認められると考えられる。

## 2 費用及び間接的な影響の把握

### ④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価書における以下の①～⑦の規制のうち、①及び③について遵守費用が発生した。

- ① 特定認定制度の導入
- ② 特定適格消費者団体の名称独占
- ③ 申請事項等に変更があった場合の内閣総理大臣への届出
- ④ 特定適格消費者団体が合併したとき又は被害回復関係業務に係る事業の全部を譲渡したときの内閣総理大臣への届出及び内閣総理大臣による認可
- ⑤ 特定適格消費者団体が被害回復関係業務を廃止したときの内閣総理大臣への届出
- ⑥ 内閣総理大臣による適合命令及び改善命令
- ⑦ 内閣総理大臣による報告徴収及び立入検査

そこで、以下のとおり、①及び③について定量化を行った結果、「遵守費用」は 1161 千円（①：552 千円、③：609 千円（いずれも、法施行後～事後評価時点の 3 年 5 か月間の金額））と算出し

た。なお、労働費用（時給）については、平成 30 年分民間給与実態統計調査及び平成 29 年度労働統計要覧を基準として、2.8 千円を用いる。

〔①の業務に係る遵守費用〕：552 千円（184 千円×3 件）

特定認定の申請のための書類作成費用は、必要書類や作成時間等に鑑みて、1 申請当たり 184 千円と算出することができる。なお、1 申請当たりの遵守費用については、申請のために必要となる書類をリストアップした上で、各書類の作成・取得に要する時間数を積算（合計 66 時間）し、この数値に労働費用を乗じて算出した。

また、前記 1 ③のとおり、特例法の施行以降、特定認定の申請は 3 件なされている。

以上より、「①の業務に係る遵守費用」は、552 千円となる。

〔③の業務に係る遵守費用〕：609 千円（21 千円×29 件）

変更届出書類の作成のための費用は、必要書類や作成時間等に鑑みて、1 件当たり 21 千円の費用と算出することができる。なお、1 届出当たりの遵守費用については、申請のために必要となる書類をリストアップした上で、各書類の作成・取得に要する時間数を積算（合計 7.5 時間）し、この数値に労働費用を乗じて算出した。

また、特例法の施行以降、変更届出書類は 29 件提出されている。

以上より、「③の業務に係る遵守費用」は、609 千円となる。

## ⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

前述の①～⑦の規制のうち、①及び③の規制の「行政費用」が発生し、定量化の結果、3555 千円（①：2700 千円、③：855 千円（いずれも、法施行後～事後評価時点の 3 年 5 か月間の金額））と算出した。

なお、労働費用（時間当たり）については、政策調査員手当 6307 千円（消費者庁の令和元年度一般会計歳出予算明細書に記載の額）／年を 1 年間の営業日 240 日であん分した額（26.2 千円）に一日当たりの業務時間を 8 時間 30 分としてあん分した 3 千円を用いる。

〔①の業務に係る行政費用〕：2700 千円

年度	H28	H29	H30	R1	合計
測定指標					
費用（千円）	0	1800	900	0	2700

H29

労働費用（3 千円／時間）×作業時間（300h／年（標準処理期間 2～3 ヶ月の期間において、担当職員 2 名の 4h の業務時間が月 12 回程度発生））×主体数（2 団体／年）

H30

労働費用（3千円／時間）×作業時間（300h／年（標準処理期間2～3ヶ月の期間において、担当職員2名の4hの業務時間が月12回程度発生））×主体数（1団体／年）

【③の業務に係る行政費用】：855千円

年度	H28	H29	H30	R1	合計
測定指標					
費用（千円）	0	165	270	420	855

H29

労働費用（3千円／時間）×作業時間（5h／1回（変更届の受理にかかる時間1hと補正の指摘等にかかる時間4h））×実施回数（11回／年）

H30

労働費用（3千円／時間）×作業時間（5h／1回（変更届の受理にかかる時間1hと補正の指摘等にかかる時間4h））×実施回数（18回／年）

R1

労働費用（3千円／時間）×作業時間（5h／1回（変更届の受理にかかる時間1hと補正の指摘等にかかる時間4h））×実施回数（28回／年）

## ⑥ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

本規制を導入した副次的な影響及び負の影響は、特に発生していない。

### 3 考察

#### ⑦ 把握した費用及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

規制の費用に関しては、「遵守費用」として1161千円、「行政費用」として3555千円を算出しており、そのほかに想定外の費用は発生していない。

他方、規制の効果に関しては、前記③のとおり、本規制の導入以降、特定適格消費者団体の取組を通して消費者被害の回復という課題に対する成果が得られている。

したがって、規制によって発生する費用と効果の観点からは、一定程度の費用は発生しているものの、現時点で得られている消費者被害の回復という課題に対する成果に加えて、消費者が特例法に基づく手続を利用することによる将来的な消費者被害の回復の実現により、本課題に対する成果は今後更に大きくなると考えられる。

以上より、本規制を継続することは妥当であるといえる。